

「二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」
および
「二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」
の概要について

【両条例に共通する改正】

○概要

児童福祉法等の一部を改正する法律により児童福祉法が改正され、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設するとともに、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われました。

この改正の施行に伴い、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による改正が行われたことにより、両条例に必要な改正を行うものです。

○改正内容

1. 地域限定保育士の規定の変更

「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」により、資格取得・登録後3年間は当該国家戦略特別区域内に限り保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士制度」の資格が設けられています。

内閣府令の改正に伴い、国家戦略特別区域限定保育士に関する規定に替えて、新たな地域限定保育士と経過措置中の国家戦略特別区域限定保育士を規定するための改正を行います。

【現行】

		地域限定保育士	保育士
試 験	回数	通常の保育士試験に加えて実施可能	年に2回
	実施地域	国家戦略特別区域のみ (令和7年度は神奈川県、大阪府、沖縄県)	各都道府県
勤務地		3年間は試験に合格した地域に限り就業可能 登録から3年経過後、通常の保育士として全国で就業可能	全国で 就業可能



【改正後】

		地域限定保育士	保育士
試 験	回数	通常の保育士試験に加えて実施可能	改正なし
	実施地域	各都道府県(一般制度化)	
勤務地		3年間は試験に合格した地域に限り就業可能 登録から3年経過後、地域限定保育士として1年以上の勤務経験がある場合に、通常の保育士として全国で就業可能	

2. 引用法令の改正

虐待等の行為が定められている児童福祉法第33条の10において、新たに第2項（所管行政庁の定め）及び第3項（審議会等の定め）が設けられたため、条例で同条を引用している箇所について、「第33条の10各号」から「第33条の10第1項各号」に改正を行います。

これにより、放課後児童健全育成事業や家庭的保育事業を含め保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたこととなります。

○施行日

公布の日から施行します。

【家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例のみについての改正】

○概要

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、当該基準を踏まえて定めている本条例について、規定の改正を行うものです。

○改正内容

利用乳幼児及び職員の健康診断の改正
家庭的保育事業者等が、利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断に相当すると認められるものに、健康診査が追加されます。

【改正前】

児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断

↓

【改正後】

児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断及び乳幼児に対する健康診査

○施行日

公布の日から施行します。

<参考：家庭的保育事業等> ※町内に該当事業所はありません。

事業	概要	利用定員
家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅等で保育	1～5人
小規模保育事業	A型：保育所分園に近い類型 (保育従事者全員が保育士)	6～19人
	B型：A型とC型の間間的な類型 (保育従事者の1/2以上が保育士)	6～19人
	C型：家庭的保育事業に近い類型	6～10人
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅で保育	
事業所内保育事業	企業が事業所内等にて保育	保育所型：20人以上
		小規模型：19人以下